



【助成について】

- 県外で新生児聴覚検査を受診された方は、請求に基づき払い戻しします。
払い戻しを希望される方は、必要書類を添えてご請求ください。
県内で受診の場合は新生児聴覚検査受診票を使つての受診となります。
※新生児聴覚検査は2種類の検査方法があり、それぞれ助成金額がこととなります。
- 払い戻し金額はつるぎ町の定める基準単価を上限とした検査費用の実費とします。
- 受診後お早めに申請手続きをしてください。特に3月にご受診された場合は、4月30日までに申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- ①印鑑 ②領収書と診療の明細書 ③振込先口座
- ④つるぎ町が発行した、未使用の新生児聴覚検査受診票
- ⑤母子健康手帳

～申請及びお問い合わせ先～

つるぎ町保健センター
電話 0883-62-3313